

著作権に関する特約条項

(著作物の譲渡等)

第1条 受注者は、成果物（第34条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第34条第2項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に協会に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は協会及びその指定する者の必要な範囲で協会及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

第2条 協会は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

第3条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、協会が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、協会は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第4条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、協会が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第10条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

第5条 協会は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

部分払に関する特約条項

(部分払)

- 第1条 受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により協会に請求しなければならない。
- 3 協会は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、協会は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 業務委託料相当額は、協会と受注者とが協議して定める。ただし、協会が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、協会が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止) 及び (瑕疵担保)

- 第2条 この契約に基づき特約条項第1条を適用する場合の契約にあつては、次の各号のとおり定める。
- (1) 第30条第1項中「第29条において準用される第28条の規定に基づく支払い」とあるのは、「第29条又は特約条項第1条において準用される第28条の規定に基づく支払い」と読み替える。
- (2) 第31条第2項中「(第29条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「(特約条項第1条並びに第29条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)」と読み替える。

持続可能性の確保に関する特約条項

(持続可能性の確保)

第1条 受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

3 受注者は、協会が受注者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

4 受注者は、協会が受注者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、受注者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。

5 協会が受注者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、受注者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。